

令和 8 年 7 月吉日

各位



新潟市中央区長潟 1134 番地 1
スワン・パートナーズ株式会社
代表取締役 藤 島 基

「カスタマーハラスメントに対する行動指針」策定のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。いつもお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年 10 月 1 日(木)から、すべての企業にカスタマーハラスメント対策の実施が改正労働施策総合推進法(令和 7 年法律第 63 号)により義務付けられます。これに伴い、当社は「カスタマーハラスメントに対する行動指針」を策定しましたので、お知らせいたします(別紙のとおり)。

当社は引き続き、利用者や地域社会に喜ばれるサービスをお届けするよう努めてまいります。今後ともご愛顧を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

謹白